

## 京都大学文学部蔵中院文書文学関係資料翻刻（上）

大谷 俊太  
大山 和哉

本稿は、京都大学文学部所蔵中院文書中の文学関係資料の翻刻であり、およそ江戸時代中期までの資料を収録対象とするものである。今号にはその前三分の一にあたる資料番号一〜二五四の資料について掲載する。

### 〔凡例〕

- 一、資料番号・資料名は所蔵者整理番号・資料名に拠る。
- 一、資料の翻刻は所蔵者整理番号順に並べた。
- 一、資料名の次行には書誌事項を簡略に記し、内容等について適宜注記をした。
- 一、対象資料は全て書写資料であるため、「写」との記述は省略した。
- 一、料紙について、楮紙である場合の記述は省略した。
- 一、既に翻字が公開されている、及び本稿に同内容の資料がある場合に翻字を省略したものは、その旨を備考に記した。
- 一、翻字は原則として原本通りとする。但、以下の項目については改めたところがある。
- 一、旧字体・異体字・合字は原則として通行の字体に改めた。

- 一、適宜、句読点・並列点を施した。
- 一、改行箇所には適宜「／」を、料紙の裏面に移る場合は「」を入示した。
- 一、書状の尚書きは書かれている場所に関わらず翻字の末尾に（尚書き）として示した。
- 一、女房奉書は読む順番に翻字し、次の文字に大きく移動する箇所に「／」を入れた。
- 一、割書部分は（〜）で括り示した。
- 一、朱の書き入れがある場合は、通常は該当箇所の翻字末尾に（朱）と記した。その他の形で示した場合には、備考に記した。
- 一、虫損等による判読不能箇所は、字数が判る場合は□で、判らない場合は「」で示した。
- 一、ミセケチ部分は網掛けで示した。
- 一、単純な誤字訂正と認められる箇所は、改めた後の形で翻字したことがある。
- 一、その他、私の注記事項は（〜）で示した。

一 「詩懷紙」

・一紙。縦四三・六×横六二・六種。檀紙。無署名。後奈良天皇筆。図版

1参照。

賦星夕雲似衣

詩〈題中取ノ韻〉

銀漢影清落玉庭 雲

如衣好会雙星 料知

是勝人間巧 一片或応

成彩屏

二 「和歌懷紙」

・一紙。縦四六・〇×横六五・二種。檀紙。中御門天皇筆。享保二年（一

七一七）正月二十四日御会始の詠。

詠竹裏聽鶯声

倭哥

色かへぬ竹のうてな

にうくひすの鳴ね

や千世のはるを

告良舞

三 「和歌懷紙」

・一紙。縦三五・五×横五四・三種。後陽成天皇筆。

詠花有喜色

和詞

ちきりをくわか代のは

るにあひにあひてはな

も久しきさかりみ

すらむ

四 「和歌懷紙」

・一紙。縦三七・九×横五〇・一種。打曇料紙。明正天皇筆か。

ふりもせていまも

雲井にさく梅

を

わかえて千代の

かさしにも

せよ

五 「某書状」

・豎紙一紙。縦二五・〇×横四二・八種。散らし書き。堯然法親王筆か。

南天之事申候処ノ一もと早速被掘候而ノ持給候。一段候。懇

志更以ノ難申謝□□候。猶ノ不可過之候。又ノ貴所の御用候

哉と察申候つれば申候。ノ二条殿の御用候哉。ふたノ候

てノ中ノ不可立御用候。如此之事とも、雖ノ何時候、安間

の事候。猶々南天ノはやノと珍重ノ詩歌等者ノ思ふ様は申

述かたくて客人ももうまくノかたノにとめまいらせ候。か

しこノ御返事 まいる（花押）

六 「八幡、伊勢、春日神号札」

・一紙。縦四五・三×横六六・五種。斐紙。

八幡ノ伊勢ノ春日

七 「賀茂、住吉、玉津島神号札」

・一包三紙。縦二〇・二×横四・九糎。斐紙。包紙表書「賀茂／住吉／玉津嶋／神號 三枚」。

賀茂明神／住吉大明神／玉津島明神

八 「八幡神号」

・一包一紙。縦二五・七×横六・七糎。青灰色薄様布目料紙。包紙「八幡神號」。

八幡大菩薩

九 〓二五 「和歌短冊」

・一包十七枚。縦三五・五×横五・三糎。打曇。無署名。一六・二二の裏に「行直卿」と記す。上青・下紫雲で、題があるもの七枚、題がないもの六枚。上下とも紫雲のもの四枚。題の筆者も各々同筆。筆跡少なくとも二筆。上部中央に綴穴あり。三つ折の折目あるもの多し。

蛙

ゆふ日さす野さはの水になくかはす  
たれあななかまときゝはわふらん

一〇

旅行

とひなれし宿はあまたに過ぎても  
心はとめぬ旅のみらかな

一一

菊花

うへをきしたねもやかはる一方は  
おなしまかきにをそきしらく

一二

あつさゆみやすみのくにおさむなる

君にはたれも心ひくらし

一三

ことかたにみちもやあらんこのかとは  
つたのかつらのとちてみえぬる

一四

とをやまのかせのつてとてまちえても  
つもるそうすき庭のはつゆき

一五

袖にふくあらしもをもみたきゝこり  
かへる山ちの夕くれの空

一六

疎屋薦 草のいほの竹のはしらにはふ薦も  
軒もるつゆに秋はそむらし

一七

稲妻 月はまたいつへくもあらぬ夕やみの  
そらに先みるいなつまのかけ

一八

秋夕 袖のつゆ猶をきそへてこの秋の  
うきにまきれぬ夕くれの空

一九

名所 すまの浦やもしほたるてふいとまなみ  
擣衣 ほさてもあまのころもうつらし

二〇

七夜 時をえてみかきに生る竹の子の  
なゝ夜も千世のはしめとそ思

二二

寄玉 をろかなるわれこそあらめ人のすむ

述懐 国にはうらのたまもよるらし

二二

不堪 とはれすはたゝこのまゝに此暮を

待恋 露のいのかきりとやせん

二三

たれかさてあはれともみんつたかつら

かゝるとほそも色つきにけり

二四

しるといふよはのまくらやあはれかけん

しけくなり行おひのねさめを

二五

きのふよりけふをのとかに思ふこそ

春たちそむるしるしなりけれ

二六

・短冊一枚。縦二八・二×横五・〇。楯。楮紙薄様。

暮春月 いまはゝやかすむを春の光とも

名こりあり明の月にみる哉

二七―一「写本片葉」

・切紙一紙。縦一一・四×横六・九。種。斐紙。六行。『源氏物語』初音卷。

二七―三「写本片葉」と一綴。

御かけこそ、けにみるかひあめれ。けきこの／人々のたはふ  
れかはしつる、いとうらやまし／う見えつるを。うへには我  
みせてまつ／らんとて、みたれたる事ともすこし／うちま

せつゝいわひきこへ給ふ。／うすこほりとけぬるいけのか  
ゝみ

二七―二「聖教目録」

・堅紙断簡一紙。縦三二・九×横一八・四。種。

一、法華経 一部／二、同 一部（第三卷欠／各一結）／摩  
訶般若波羅蜜多心経

二七―三「写本片葉」

・切紙一紙。縦一九・四×横一八・二。種。斐紙。十行。『源氏物語』桐壺卷。

二七―一「写本片葉」と一綴。

つけても、人の心をうこかし／うらみをおもふつもりにやあ  
り／けん、いとあつしくなり行、も／の心ほそけにさとかち  
なる／を、いよ／あかすあはれなるも／のにおほゝして、  
人のそし／りをもえはゝからせたまはず、／世のためしにも  
なりぬへき／御もてなしなり。かんたちめ／うへ人なともあ  
いなく目をそはめ

二七―四「某書状断片」

・堅紙断簡一紙。縦二四・五×横三七・八。種。右上に「八ノ十二」と記さ  
れた紙片貼り付け。上下の字、一部切断。

伏見殿懐紙／進之候御覧／之後可返給候／宝蔵給一合／進覧  
候御覧

二七―五「詩懐紙」

・堅紙断簡一紙。縦三五・〇×横三一・五。種。

星会被秋催（題中取／韻）

月傍九霄風落棲 佳期料識

絳河秋 薄情従古世間事

□必別離今夜休

二八「写本片葉」

・切紙一紙。縦二六・〇×横七・五糎。斐紙。裏に「宗養」。『源氏物語』桐壺卷。

をもうしなはせ給今はたかくよの中のことを／もおほしすて  
たるやうになりゆくはいとた／い／しきわさなりと人の御  
かとのためしまて／ひきいてさゝめきなけきけり月日へて

二九「某書状」

・堅紙一紙。縦二九・六×横四六・四糎。左上に「慶長六二十四／二品政  
親王／別給宣旨」と後筆の書入れあり。後陽成天皇筆か。

親王の御かたへちきう／の御事、大外記〇せんしをとゝのへ／宣  
旨うけとり候殿上人一人／おほせつけらるへく候哉。／衣冠  
束帯のあいたは／いつれにても／御さ候へきや。大外記は  
束帯にて参候よし申候。／けふあの御所へちさん／いたす  
へきよし申候。時とり／御入候は／仰せきかせられ／候へく  
候。かしこ／平定内侍外侍御書はなほていしついでに御申候〇又御たちおりかみを／くたされ候よし候。  
／ない／御心えのために申候。かしこ

三〇「某書状」

・堅紙二紙。縦二四・四×横四〇・二糎。礼紙の端裏に「親王御方仰（天  
正五／八 十六）」。散らし書き。誠仁親王筆か。

よへは色々御ちそう／ゆへ、おもしろき月とも／みまいらせ  
候て、今生後生／忘かたく候。今朝とく／御出候て御乳と歌  
／物かたり耳には／入候つれ共、二日遣ひに／候て枕あかり  
候はす候つるまゝ／御めにかゝり候はて心より外に思ひまい  
らせ候。／返々／夜々の／面白さうへなき事に／とり  
てはさりとては／也風流にて候。／過し夜の月の名残をあ  
かす猶思ひいつるも也風流かな、筆にまかせて書付申候。／  
この文のやう左馬にもよへ仰事候て給候へく候。／猶御前け  
さんの折ふし申候也。／いまた心もつか／と候て／文のし  
きうつゝなく候やう候。火に入られ候て可給候。かしこ／中  
宰まいる

三一「今様懐紙」

・堅紙一紙。縦二八・七×横三九・八糎。斐紙薄様。端裏「伏見院」。裏打  
ちあり。

王子いうはあはれなり  
たいあむたうを  
尋とて  
あかぬ物ゆへよもす  
から月にのりて  
そ  
行かへる

六六「改名願状案」

・堅紙一紙。縦四三・四×横五九・二糎。檀紙。端裏「謹上右中弁殿 侍  
従源茂栄」。猶、六五「改名願状案」も同内容。

正五位下行侍從源茂榮誠惶誠恐謹書／請特蒙 天恩因准先例改茂榮為通枝狀／右謹考旧貫依有所存改名字者／古今之流例也。望請 天恩因准先例／改茂榮為通枝將被下 宣旨矣。茂榮／誠惶誠恐謹言／享保十九年四月七日 正五位下行侍從源茂榮／右中弁殿

六七「改名願狀案」

・堅紙一紙。縱四三・四×横五六・四種。檀紙。六六と同内容。

六八「改名願狀先例」

・堅紙一紙。縱三三・四×横四六・二種。宝永三年（二七〇六）四月日幸親↓重條、正德三年（二七一三）十月五日公透↓定俊の時のもの写し。

請殊蒙 天恩、因准先例、改散位從五位下藤原幸親／可為源重―由被下 宣旨狀／右謹考旧貫、古今之間、申改名者例也。

／不違羅縷望請 天恩因准先例、改／藤原幸親為源重―將被下 宣旨矣。重条／誠惶誠恐謹言／宝永三年四月 日 正二位源重―

從五位上行侍從藤原朝臣公透誠惶誠恐謹言／請特蒙 天恩、

因准先例、改公透為／定俊狀／右謹考旧貫、改名字者古今之流例也。爰／公透有所存之子細望請 天恩因准先例、／改公透為定俊將被下 宣旨矣。公透誠惶／誠恐謹言／正德三年十月五日 從五位上行侍從藤原朝臣公透

六九「改名願狀先例」

・堅紙一紙。縱三三・四×横四六・四種。端裏「公虎者西洞院円空也。改時通又改時慶」。

正五位下行左近衛權少將藤原朝臣公虎誠惶／誠恐謹言／請特蒙 天恩因准先例改藤原公虎／為平時通狀／右謹考旧貫改名字古今之流例也。／爰公虎有所存之子細望請／天恩因准先例改藤原公虎為／平時通將被下 宣旨矣。公虎／誠惶誠恐謹言／天正三年四月十四日 正五位下左近衛權少將藤原朝臣公虎／公虎改性改名之事宜然之樣／御 奏達所仰候。恐惶謹言／四月十四日 左少將公虎／謹上 頭左中将殿

七〇「改名勅許請文」

・堅紙一紙。縱三一・六×横四七・〇種。

望申以本名可改通枝之事／勅許候旨謹奉候也。／恐々謹言／四月八日 通枝

七一「源親顯年給請文」

・堅紙一紙。縱三三・五×横五五・二種。

從七位上松野連萬世／望諸国目／右当年給所請如件／寛永五年正月廿八日參議正四位下行左近衛權中将源朝臣親顯

七二「楽ノ次第」

・折紙一紙。縱三五・八×横五一・二種。

振杵三節  
賀殿 地久／陵王 納蘓利／太平楽 狛杵／散手 貴徳／拔頭 還城楽／退出音声／長慶子／下書被遊候而可被下候。／

侍從ニ清書令為候。／夜前御恐勞／後刻奉得貴意候。

七三「左中将宗量起請文案」

・堅紙一紙。縦三二・二×横四三・七榿。

起請文之事

一、藤大典侍局 雅章卿此兩人へ申伝義／承候共外へ漏申間敷候事。主上御為三／被尋候義無隔心可申事。

一、不依何事被仰聞候事とも通名卿／基量朝臣誠光老其外堅他言申間敷／候事。

一、父子兄弟三而茂忠義之志相違候は、／致隔心不可抱二心候事。

右之条々於相違者可蒙／内侍所御罰者也。／寛文九年四月十七日 左中将宗量／中院大納言殿／板倉内膳正殿

七四「板倉重矩起請文」

・堅紙一紙。縦三二・四×横四五・二榿。

一、禁裏御為少も疎意存間敷事。御相／談之義不殘心底愚存之趣可言／上事。

一、法皇 本院 新院 女院御為是／又少も疎意存間敷事并御相談之／義不殘心底可言上事。／但於被無 禁中御作法 不正不破／聞召諫言者非其限。

一、勅問 勅答之義者勿論、密々相／談之義、江戸老中之外へ他言有／間敷事。

右之旨於違背者、大日本神祖／神之冥罰忽重矩身上可罷／蒙者也。仍誓状如件／西三月廿一日／板倉内膳正重矩(花押)／中院大納言殿

九〇「通為任槐競望状」

・堅紙一紙。縦三二・一×横五〇・二榿。

通為任槐事

自去永祿二年十一月之比、至家領加賀国額／田庄下向額田庄

内任桑原（今ノリノ）在京難叶故也。／其後、自越前国乱入加賀国之時、彼桑原／依為越前国騾（近江）逃籠山内ト云所云々。／然而永祿八年

八月日付、便宜書状到来／遣万里小路（崇恩院内府）于時大納言）許状也。自去比癰腫／所勞已難治、任槐事所望由也。

右筆不合／期故以他筆申之由載之。于時素然十歳不弁／東西亡母并孀等。猶以故甘露寺申遣（此由内々）歎申候処、任槐事者

在围身無上首歴々之間／如何之由被覚召。然共別而所勞難治之由／歎申処為不便之間内々 勅許也。然共／若令存命者、

上首数多之間、不可及御沙汰。／若令薨去者以其日可為 勅許之由、被仰／下。然而同十月一日付商人而便札到来、九月／

三日遂以薨去了之由也。〈時加越付乱中（非此）遅引也。〉／則其趣万里小路迄（以故書等）申伝之処、然者内々如／勅約以九月三日可為任槐之由被仰下了。

九六「中院通勝和歌手扣」

・堅紙一紙。縦二八・二×横三三・二榿。中院通為詠の物名歌三首。通勝筆の写しか。

草名十（菜藻したこけふき／茅者莪芝海松蘭）

花もなしたつねはいつこけふきては／ふちのさかりやしはし

みるらん  
木名十（梶 柚 桑 桃 して／榎 たもなし 梅 桧）

うつろふかちりゆくはなもゝろくして／えたもむなしとかへ  
るうくひす

鳥名十（鷹 すとゝ 鳩 鳴 ちきり／鳴 をし かも 鶺鴒）

たかへしととひはこなくにほともすき／ちきりしきみをしか  
もらむる

右先公於加州令詠給者也。然而令薨給之後、予幼少／之比領  
中藤崎弥五郎令上洛之砌進之。御詠与／御筆旁可為秘藏者也。  
／于時天正二年極月十三日記之／近衛中郎將通勝

一〇六「六位藏人補任前例」

・折紙一枚。縦一九・六×横四七・〇。通勝筆か。

宗賢卿息子六位藏人／所望事、歴史之家補／藏人之例、中  
古以来已無／蹤跡。弘仁天長往古之儀／可謂幽玄矣。但彼一  
流改／尸列公卿。若可有優恕／歟之由存之。無後難之樣猶  
可被經御沙汰者乎。(一)まで十輪院(通秀)筆の通勝によ  
る写し)

慶長五十一・十三依召参内。／来年可被行叙位儀当御代／未  
被行之。人々未練習。引勘／旧記等可被行之(一昨日参内  
之時内々直勅定也)。／彼記等記録内可撰見之由蒙仰／民部  
卿雅朝卿藤秀直朝臣等候也(兩人／当番)。／御手自撰給。予  
同撰之。園太曆記／其外雑々少々、又民部卿撰也。大方撰了  
／後、所要之事等少々可被書之由被仰。／其内此一紙被御覽  
出定而予可為／先祖可写取之由 勅定。則拜見十／輪院内府  
手跡之由申入了。如本／写之。此時被經御沙汰令改戸／歟。  
清原者本戸真人也。近代為朝臣也。／其後叙位先例等拔書之。  
及夜退出。明日／又可参之由直被仰下了。

業忠(法名成忠)俗名忘却)宗賢一宣賢(号環翠軒)法名  
宗尤)一業賢一枝賢一國賢一秀賢  
同十四朝記之 素然(中院前内府私御本書付如此

一五四「中院通躬親類書」

・折紙一枚。縦三九・四×横五三・四。厚紙。

中院正二位前大納言通躬卿

- 一、父 故従一位前内大臣通茂公
- 一、母 小笠原故左衛門佐政信女
- 一、室 飛鳥井故一位雅章卿女
- 一、屋舖 二ヶ所 但拜領屋敷／沓ヶ所ハ 石薬師通／表口  
東西 三拾九間／裏行南北 拾七間沓尺／此坪数六百六拾八  
坪九分／右 居屋敷／沓ヶ所ハ 下立壳御門之内／表口東西  
拾八間六尺／裏行南北 三拾五間／此坪数六百六拾式坪式  
分／当分 鷹司前関白殿御借宅
- 一、寺社執 奏無之候。

一、諸大夫／小川土佐守／岡本因幡守

右之通御座候。以上／二月十三日(中院家岡本因幡守(一)  
／小川土佐守(一)(一)内は墨印を塗りつぶし)／徳大  
寺右大將様御内／堀川播磨守殿／小川飛驒守殿／庭田前大納  
言様御内／水嶋右近殿／野村内膳殿

一五五「通夏記」

・切紙一紙。縦一六・六×横六一・二。

通夏記

元文五年六月一日巳半刻猪／苗代兼恵来。山本志摩守／同道。  
今日兼恵家苗開／見事許之。此事兼而／三条西前大烏丸前大  
江相談。／三条西前垂相烏丸江被談伝／之後被窺 叡慮。此  
事故前／右相府者可許於開見之由／被申入被置。仍今度無別

／義相濟了。窺之事堅／可為隱密之由、三条西巫相／被申。  
仍兼惠<sup>二</sup>も不申之。／其儀中院家神号掛物暫／時借用掛之。

／住吉玉津嶋一幅 天滿天神／人丸大明神／八幡皇大神／余  
押之後兼惠押於影前後水尾院御筆／開見後水尾院御筆。封余切之後水尾院御筆。兼惠<sup>三</sup>令／誦了。其  
儀別記之。

十三日晴。今日兼惠來伝受／管切紙之義相尋。仍從昨／夜神  
事也。今朝押住吉社／玉津嶋社 八幡社 天滿天神社／人丸  
社等押之。辰半刻兼惠／來、巳半刻解神事。

一五六「文書箱ノ目錄」

・折紙一紙。縦三三・六×横四六・四種。

天和元年十一月父江押領卜包紙<sup>二</sup>注(朱)／後陽成院 一管

／後光嚴院御書(八枚／統) 同／伏見院後撰哥 同／宸翰  
類 同／(後陽成院／後柏原院)／(附勅書敷 一包／靈元  
院勅筆御題) 一包／(御先代御賀之時御押領／御宸翰

附臣下敷) 一管／院御哥合御宸翰 一管／中御門院御筆 一  
包／同 同／同 同／五十首御懷紙 同／紅白二枚

重御宸翰 同／宸翰附古筆 同／(二行空白)／後西院御筆  
一包／桜町院御筆 同／同 同／(先代江御往反／御消息)

同／神号御宸翰 同／勅筆御題三首 同一／伏見院御筆  
一卷 古今序(朱) 同／靈元院 同／後光明院 同／後深草

院 同／勅筆類白紙包 同／卷地打疊 同／仙洞宸翰 同／  
(朱)通秀公懷紙雜入五十七首朱 同／先代江賜宸翰御書 三通一包／通

躬公詠進立詠草雜入 一枚／(中院入道殿卜被染宸翰 一二通  
／先代言上勾当内侍宛宸翰入 一通) 一包／勅書類若山御筆 兼中雜入敷

一包／短冊 四十八敷／(後花園 後柏原 後奈良／後土御

門 四帝御筆以下臣下也 一包／後水尾院御筆自林丘寺賜之  
同／同御筆色紙二枚 同／法皇御書 小包一包／同先代詠御直し

同／同御書 同／本院御筆 同／陽光院御筆色紙 同／御  
短尺二枚歌なし 同／御懷紙御書 同

一五七「通夏記抄」

・切紙二紙。縦一六・六×横四五・五種。

・通夏記

元祿十七年七月九日(丁／未)晴。今夜構神事。明日依古今  
和歌／御講談也。／同月十日(戊／申)晴。辰後參嚴閣着布  
衣。今日古今和哥集御講／談也。今朝納言殿羽林殿余等献肴  
了。晚頭帰家。／宝永三年九月十五日(庚／午)晴雨夜晴。

巫相殿有召、申刻参候処／古今集御伝受之狀嚴閣給之由也。  
仍彼御狀被伝直／參嚴閣申御礼。／元文四年十月廿五日晴。

遙拝不解神事。今日前右府公／古今集御講談始。余此度承度  
旨申之、付三条西大納言／主上江被言上、尤之由 仰云々。  
且当座御会節卷頭之義／武者小路前黄門へ不被 仰出以前

通夏可被 仰出哉之由／鳥丸前大納言密々申上云々。／廿九  
日 十一月五日 七日 十三日 十九日 廿五日／同年十二

月二日晴。前右府公御草臥甚由申來。即時参之処／大略事切  
畢。中略鳥丸前大納言三条西前大納言等哥道／相伝之事談之。

／鳥丸云前右府公御家御相伝事段々相統御伝及／絕事残念。  
此義者兎角言上之上隨 仰可宜敷之由／申之。余御尤之由申

之上自身之義難申述。雖然／心底不残申試也。中院家哥道絶  
卜毛難申通夏／雖愚昧一通伝受從嚴閣授伝処也。伝受状等／

所持雖難申入義於御所望者故右府講談之／跡雖如形相統可講

也。和哥御相談之義者堅可／申御理也。講者右相府跡ヲ相統はかり也。此旨如／何之由申処、烏丸重相下官相伝之義今迄未存由／申之。伝受状等有之由申止言。／同月廿六日伝聞烏丸前大納言冷二字番附泉前大納言昨日／古今伝受開封云々。余敵閣雖受御伝受事／定如此、可嘆々々。／元文五年正月九日已下刻向三条西前重相言談／之義有中略三条西前大納言へ書通。

先刻可得御意候処失念候。内々被／仰出候。趣此度前右府俄被薨候。然者伝受／之義御両御器量之御人躰与被存候／故、古今講談有之候儀候間、被薨候ととも／伝受同前之事仍開見被 仰付候。此以後／万事無隔意申合候様可然候。如此／承候。明日歟明後日歟冷泉三品致面談／由申来候。定而此義可被相尋存候。右／之書付之通可申入哉。御所存候者無／御遠慮可被示聞候。若書付相違之／処候者其旨可被示聞候也。」／正月九日 名乗／三条西前重相公

同年六月一日遙拝。已上刻稻苗代兼惠来。／山本志摩守同道。今日兼惠家官開見事／許之。此事兼而三条西前大烏丸前大へ相談、／三条前重相烏丸へ此事被談伝之後被窺／叡慮。此事故前右府司可許於開見之由被申／入被置。仍今度無別義相濟了。窺之事堅可／為隱密之由、三条西前重相被申。仍兼惠二も／不申之。其義中院神号掛物暫時借用掛之。／住吉玉津嶋一幅

天満天神／八幡皇大神 人丸大神／余拝之後兼惠拝。於影前開見。封余切之。見／兼惠令読了。其義別記之。／同月十三日兼惠来伝受管切紙之義相尋。仍／從昨夜神事也。今朝拝住吉玉津嶋社 八幡宮／天満天神社 人丸社等拝之。辰半刻兼惠来。已半刻解神事。／延享元年五月廿八日三条西大納言へ右京大夫遣之。／古今封開書為持進。／同三年九月廿五日

晴。參 内於御前和哥之義／申上畢。／同四年正月廿九日晴陰。当座御会也。余依所勞御理。／申下刻奉行中院中納言一紙。今日御会不參也。題里亭へ／於被下之可令詠進哉否之由御沙汰之由申来、畏／奉由申遣。題来即時詠。秉燭後、付中納言／烏丸前大納言へ相談出来由申来、端清書、戌刻献上。

一五八 「後陽成院御製詩写」

・折紙一紙。縦一六・四×横四六・八。江戶後期写。日下幸男氏『後水尾院の研究』(勉誠出版、二〇一三) 上冊一六三頁に紹介と翻刻がある。

慶長四年十二月二日

後陽成院御製

旅雁南帰残臘天

今宵話旧思欣然

前身蘇武去来否

一瞬居諸十九年

奉和 素然

おもひきや雁のゆきゝに

したひにし雲みにかへる

身をことしとは

一五九 「御宸翰類目録」

・折紙二紙。右上を紙縫で仮綴。縦二二・四×横三三・二。一種。

後巴融院 正親町院／後花／右御色紙 □□屏風／○朱 靈元院

御宸翰掛物／御書／掛物／○朱 後西院御宸翰(庚申図)並御讀)／○朱 靈元院御宸翰(御書)前源大納言書との下)

／前源大納言とのへ／●朱 御懷紙 \ 朱 御代不分／

詠鶴有遐齡

和哥

すゑとをくをのか

千年のよはひをも契

れ雲井の庭のと

茂都類

○(※) 後陽成院御宸翰御書 / 中院入道殿へ 御判

(一紙目紙背)

無上菩提時しいろはさる処也 / みるもとかきくも / はらたつ

いふもあし / みさるさかさる / いはさるそよき / 三教一致時

しきはさる処なり」

●(※) 後陽成院御宸翰

あかすなをいまもみ

はてぬ

こゝちして

名残そおしき夢の

うきはし

うちわたす夢のうきはし

けふは猶

うれしき世にも

かけて見る哉

御色紙 / 後田融院御宸翰 / (一枚) / 林下行人装 / 錦繡山中隠

／逸竟栄枯 / (のこりなき山の / 錦のおりから / 霜の落

葉は / (間めかれぬ) / 正親町院ハ 一枚」

風ふけはよそに

なるみのかた

おもはぬなみ

に

なく千とり

かな

御短冊 一枚

元禄十三年通茂公七十 / 御賀之節従 / 仙洞賀禄賜御製アリ

若菜

幾春をつみける道も

これそこの

わかになにとをく

いはふ行すゑ

右仙洞 / 靈元院天皇 (東山院御 / 代也) / ○歌帖黒ぬり箱入 /

久恋 (年月は思ひしるらんいかにとも / いはし岩木のみさほ

つくりを) / 太上天皇卜認紙アリ、如何

一九三「文書記録ノ目録」

・折紙一紙。縦四一・八×横四五・八釐。檀紙。

目録

一、古今集 (為家卿筆 / 金玉集 為忠 / 資賢卿集 定家) 一

箱

一、同伝受箱

一、抄物桐箱

一、源氏抄

一、称名院右府筆古今集

一、朗詠集

思ひ

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に



風雅	上	一八	一八	二二	二二	三三	三三	四四	四四	五五	五五	六六	六六	七七	七七	八八	八八	九九	九九
新千載	下	一九	一九	二二	二二	三三	三三	四四	四四	五五	五五	六六	六六	七七	七七	八八	八八	九九	九九
新拾遺	上	一八	一八	二二	二二	三三	三三	四四	四四	五五	五五	六六	六六	七七	七七	八八	八八	九九	九九
新拾遺	下	一九	一九	二二	二二	三三	三三	四四	四四	五五	五五	六六	六六	七七	七七	八八	八八	九九	九九
新統古今	上	一九	一九	二二	二二	三三	三三	四四	四四	五五	五五	六六	六六	七七	七七	八八	八八	九九	九九
新統古今	下	一九	一九	二二	二二	三三	三三	四四	四四	五五	五五	六六	六六	七七	七七	八八	八八	九九	九九

一九五「所蔵歌集目録」

・折紙一紙。縦三三・六×横四五・七種。縹色楮紙。

十輪院殿御詠一冊／〈慈西院殿〉也足院殿御百首一冊／入道侍從中納言殿御詠一冊／同百首五ヶ度一冊／〈也足院殿〉後十輪院殿五十首一冊／也足院殿御詠詞書一冊／同百首二ヶ度一冊／後十輪院殿御詠藻三冊／同詠草一冊／着到百首一冊／後十輪院殿御詠漢雲院殿御草藁一冊／同御集春夏一冊／無外題後十輪院殿御詠一冊／中院通村公御詠草一冊／榮玄院殿御法案二冊／同御詠写一冊／無外題漢雲院殿御詠二冊／老槐集一冊／漢雲院殿御詠三冊／無外題漢雲院殿御詠一冊／無外題漢雲院殿御詠一冊／歎喜光院殿御詠二冊／石清水御法案一冊／老槐集一冊有栖川殿借進

一九六「会席出座之心得」  
・折紙綴一冊。仮綴。縦二・四×横三四・八種。三丁。江戸中期写。

会席出座之心得

- 一、着用物之事（麻上下。法鉢人ハ／十徳。僧ハ法衣）。
- 一、懷紙懷中シテ可キレ有二集会一事。
- 一、勤役之仁鉢可キレ相定ム一事。
- 一、着座ノ列次可キレ相定ム一事。
- 一、先従リニ左ノ上座ノ人ニ為シテニ脱剣一ノ左右々々次第ニ法式之通りノ可キレ有二列坐一事。／次ニ末席ノ人改メニ懷中ノ懷紙ヲノ相進ム。従リレ夫レ次第二至ルマテ二ノ之ノ坐ニ可レ為ニ同様一事（懷紙ノ置様）ノ〈文台ノ上從ニ右ノ方一可ニ双ベ置クニ〉。／次ニ奉行立テレ坐進ニ文台ノ前ニ持テニ文台ヲ一入ニ次ノ間ニ一事。／次誦師立レ坐可レ入ニ次ノ間ニ一事。／次講師立レ坐可レ入ニ次ノ間ニ一事。／次講師ノ両師於ニ次ノ間ニ可レ為スニ懷紙ノ下見一事。／次懷紙定式之通可ニ取重一事。／次懷紙重ネ終テ而講読ノ両師ノ出テレ自ニ次ノ間一着スルニ本坐ニ一事。／次奉行進テ置キニ文台ヲ本尊ノ前ニ退ツテ而着スルニ本坐ニ一事。／次誦師立レ坐ヲ進ニニ文台ノ右ニ一喚フニ講師ヲ一事。／次講師立レ坐ヲ進ムニニ文台ノ前一事。／次誦師文台之懷師ヲ如ニ定式ノ可レ取直ス事。／次講師拱キニ両手ヲ一講ルニ先第一ノ之ノ人ノ哥ヲ一事。／次第一之人ノ哥ノニ返目講ルニ第二ノ句ヲ一時キ誦師次之懷紙如ニ最初一取出スコト可キレ同カルニ次々一事。／次講シ終テ退キ講師着スルニ本坐一事。／次誦師揃ヘニ懷師一如レ元ノ置キ直シノ退ニ本坐ニ一事。／次奉行立レ坐入ニ次ノ間一持下出湯ノ當坐ノ短尺組入タル硯蓋ヲ上進ムニ上ノ首前ニ一上首取終テ持二

參シテ女房ノ席ニ一取リ賜硯蓋置キニ座敷ノノ真中ニ一退テ着スルニ本坐ニ事。ノ次從ニ上坐ニ進次第二取ニ短冊一。ノ最モ有テ二次坐之人ニ目礼一可キレ立事。ノ次列坐ノ面々取ニ終テ短尺一奉行ノ立レ坐ヲ進ニ硯蓋ノ前ニ一有ラハニ残シノ短尺者ノ其俣持ニ入次ノ間ニ一硯蓋隨取短冊ノ硯蓋而已持出テ進ニ文台前一飯ノ置キシテニ硯蓋ヲ一而揚ケニ文台ヲ床ノ上ノ左方ニ一置ニ硯蓋ヲ文台ノ跡ニ一退テノ着ニ本坐ニ事。ノ次奉行持ニ出杉原ニ帖ヲ一ノ左右ノ一之坐ノ前ニ一帖ノ帖ノ可レ入ニ次ノ間ニ一。ノ次列坐ノ面々折ルレ紙ヲ事。ノ次奉行從レ次ノ間持ニ出重硯ヲ一ノ置キニ宗匠ノ前一如レ例配テ硯而ノ着スルニ本坐ニ一。ノ次列坐ノ面々摺レ墨ヲ取ニ出懷ノ中ノ短尺ヲ一見テレ之可キレ挟ムニ詠草紙ニ一。ノ次取レ筆書ニ付題名乗上之ノ字等ヲ一敷キニ詠草紙ヲ硯下ニ一案スルノレ哥ヲ事。ノ次可キレ出スニ会席ノ食物ヲ一。ノ次哥出来者可三差シ出ス宗匠ノノ前ニ一。ノ次添削詠草持チニ歸ル本坐ニ一。ノ次挟ムニ詠草紙ニ一。ノ次宗匠出スニ詠草一坐ノ中一統拝見而若シ書損等有ラハレ之ノ者謹テ而申ニ達ス老輩ニ一、自ニノ老輩一靜可レ相尋事。ノ次宗匠短尺清書終テ自ニ未坐ノノ人ニ備フोटニ短尺一都ヘテ作法如ニ懷紙ノノ節ノ一可レ有レ之事ノ但短尺載ニ硯蓋ノ真ノ中ニ一可レ備事。尤從ニノ未坐人ニ一可ニ備ヘ始ム。未坐ノ上着ノ人、未坐ノノ人ノ短尺ノ上ニ一可ニ重置ク一。ノ次奉行立レ坐可三持ニ入硯蓋ヲ次間ニ一ノ事ノ但如ニ懷紙ノ時ノ一。ノ次講師立テレ坐可キレ入ニ次間ニ一。ノ次講師於ニ次間ニ一短冊可レ為ニ下見一。ノ次如ニ第付ノ列ノ一取ニ重テ短冊ヲ一而硯ノ蓋ノ真中ニ載レ之ノ尤講師可ニ取重一。ノ次出テレ從ニ

講師次間一着スルニ本席一。ノ次奉行兼載短冊持ニ出硯蓋ヲ一ノ置キニ床前本尊ノ正面ニ一着スルニ本坐一。ノ次立講師立レ坐膝行シテ可レ進ムノ硯蓋ノ前ニ一。ノ次硯蓋ノ縁ヲ持チニ両手ニ一廻シテニ硯蓋ヲ一ノ向ケニ我方ニ一立テニ左ノ膝ヲ一膝ノ上ニ付ケテニノ左手ノ肘ヲ一右手ニテ而持テ筆ノ短冊乍ラニレ重取之添ヘニ右手ヲ一講スル事ノノ但都テ而如ニ懷紙講スル時ノ一。ノ次講シ終ニ而ノ一重ネニ揃ヘ惣ノ短冊ヲ一、載ニ硯蓋ノ真中一如クレ始廻シレ之向ケニ置キ本尊ニ一可キレ着スニ本坐ニ一。ノ次講師着テレ坐ニ而後、一坐ノ面々ノ一同ニ向ヒニ本尊ニ一為シテニ平伏ヲ一可レ拜ス事。ノ次排藩自リニ上坐ニ立レ席退坐之事。ノ講ヲ兼テ滿坐也。

一九七「さかゆく花拔書」

・折紙一綴二紙。仮綴。縦一六・二×横四六・四。楮紙打紙。通躬筆。

さかゆく花

多いとく元年三月十一日ノ行幸あり。おほよそのノきは御かたたかひのことし中略ノ次公卿のへいかさねを給。五位ノのしきし、五位の殿上人などノこれをすゆる。次けんはいあり。ノ藏人頭しやくをする。関白さかノつきをうけて、しゆむりうあり。ノ次はれの御せんをくうす。したんノちの螺鈿の御はむ六きやく、おりノ物うちしき、みなせむれいにテ侍るにこそ。左大將座をたちてノ弓箭をとりテすゝみて、はいせんのノやくをつとむ。やくそうは参議ノくら人の頭など也。頭中将公仲ノ朝臣御酒盃をちさん。左大將これノをとりてうちしきのうへにをく。ノ又てうしをとりてちさん。御きをノくうす。主上御はいをとりてノ右大將に目せらる。右大將座

を」／たちてすゝみよりて御前に／こうす。主上御はいをき  
 こし／めして、さらにさけを入れて右大将／に給。右大将いそ  
 きしやくをさして／てんはいを給りて、ほむさにかへ／りて、  
 おのこともめす。頭中将／かはらけをちさむす。右大将ひ  
 さ／まつきてさか月なる酒をかはら／けにうつし入て、御酒  
 盃をは／頭中将に返し給。頭中将これを／とりてしりそきい  
 つ。次大将さけ／をのみてかはらけを座下にをき／てゆうし  
 て南かいをくたりて、はし／の方のにしほとりにたちて、  
 ふた／うせらる。これにさきたちて、けら／いの人々、十五  
 六人みなていしやうに／くたりて、そむきよす。関白も座を  
 ／たゝる。拜のさほう、しよ人かむ／たむせすといふ事なし。  
 にしの／みきりのほとりにて、香をちやく／せらる。宰相中  
 将ちかまさのあそん／くつをたてまつる。公卿の座のかい  
 よりのほりて本座にかへり／つかる。」／関白已下もこのこ  
 とく座につ／かる。けらいの人々みなほんさ／につく。次蔵  
 人頭へいしを／ちさむす。大将もとのかはらけ／をとりて、  
 したいにしゆんりう／あり。大かた天子の御さかつき／を給  
 はるはれのき昔よりまれ／なる事也。御たうの関白くわん／  
 こう三年三月かの家に行幸／の時、をなしき五年十二月二度  
 也。／宇治の関白まむしゆ元年九月／かの亭へ高陽院行幸の  
 とき／きやくこの大かう、かほう三年／二月上東門院の亭  
 へ御幸の時、／けんき三年九月行幸時、光明／峯寺関白、天  
 はいを給はりし／のちは、いたくこの事なきにや。／行幸の  
 時ていしゆを御しやう／くわんの儀なれば、このたひいにし  
 へ／のきををこなはれぬる事、いと／めてたし。

二〇四～二〇六の包紙

・一紙。縦二七・七×横三九・一糎。

(表書) 寛政六年二月廿一日、講師之説、可受／明日香井家  
 之教訓被。仰出候。一紙／当番議奏広橋前大納言伊光卿／執  
 筆也。申請之。

二〇四「通古書状」

・切紙一通。縦一六・五×横三四・六糎。訂正補入が甚だしい。草案。□  
 で囲んだ文字は実際に削除記号として囲まれている。

今度 仰ニ付、講師／之説、可伝給之事、／任所望御領掌  
 可給／之旨畏存候。／仰之趣ニ候得者、於三条／西家。

相伝于他家之人儀は／同様ニ無之候而者、甚以／迷惑歎入  
 候。此所、宜／御取計頼入存候也／三西、鳥、通古等

之外、其類有之候ては、仰モ有之／候儀、殊更迷惑候。有之  
 間敷儀ニは候得共、為念如此／候也。二月廿一日 通古／  
 飛鳥井中納言殿

二〇五「講師説伝来二関スル古記等抜書」

・折紙一紙。縦三三・二×横四七・九糎。右傍線部は朱筆。

講師説伝来之事、往古不分明候。／延宝之度、通勝通村以前  
 之書記多／焼失、相残候分所見無之候。通茂日記

貞享三年八月初卯、

神拝了、予参進、取下硯蓋置中／央、引退着座。通躬朝臣  
 参進跪、／取短冊取置之、立膝説之□(此間有口伝書)／  
 (祖父先考之時／毎度如此)。

以右之文自通村已來相分候事。／於記錄所講師勤仕 通枝

寬保二年二月七日 梅有喜色懷紙／於御小座敷勤仕／寬保元

年十一月廿二日 水無瀬宮御当座短尺／同年五月七日 同御

法樂／（三月四月十月／十一月十二月）聖廟御法樂／同三年

五月廿五日 同御法樂／于時不通枝同年十一月廿五日被置奉行、此末

（於院自延享三年正月廿二日初）御仙洞之後敷被置／奉行 ○実称朝臣勤講師

／諷諫之人勤仕御会始講師 通枝日記

宝曆三年正月廿三日／頭弁益房可來云々。今度講師也則被來。

／（講師去年初勤仕、是は短冊也。父卿者故右府諷諫也。／

伝之以其趣可有諷諫之旨、兼而從予教訓之旨、可）／（被称

之申含了。今度／再改聞遣之故也。）對談、被教之趣可聞之

由、相違／候事申之此次有作法口授。」／秀定益房等御会始講

師勤仕

講師之事、三条西烏丸等代々相互三談合／勤來候由語伝候。

殊可為申／流申談來候趣上候事。（上記取消線部傍書「依之

右以前之儀其儀／兼下尋賜候様、希存候。尤其比以來、／

明日香井冷泉之外講師説伝來候儀、／右三家之外無之哉卜存

候事）／（約五種空白）／講師之由來、記錄ハ無之候得共、

三条西同流／之由申伝候。於三条西者自道遙院内府來は必定候。

既三光院／内府度之御会講師勤仕。近公福御会始等勤。／実

称同度之勤仕候。通勝母、称名院右府女二候。／仍三光院内

府江哥道其外事之申談／候。其以來代々相互三打続來候。又

烏丸／光広并通勝ハ自幽齋哥道相伝之儀、／二而申談等有之候

儀哉。又故内府ハ講師其儀通躬諷諫候事其儀有之由、當時／弗

九市重相物語候事其儀依之／通古而已申上候而者恐存候故、

三家同様之儀此兩家其儀も／被尋下候様、偏願候事。／桜町院御時、以仰格

別之筋申談候儀等々／有之旨、通枝記置候。

二〇六「仰出サレノ奉書」

・折紙一紙。縦三四・一×横五〇・三種。小虫摺。

講師之事、被 仰出之／趣深被畏入、飛鳥井家江／相談之儀、

被申望之処、相／談之事者依無先例、飛／鳥井中納言不領承。

因茲／於三条西家茂飛鳥井家／伝説之趣二候得者、此上者可

／隨 思召之旨、言上之趣／意被 聞食、為神／妙之由御沙

汰候。譜代之／家統、公宴講師連／綿勤仕、為專務之間、

／因准実隆公雅親卿／授受之先蹤可被受／教訓之旨、被 仰

出候事。

二〇七「柿本大明神神階宣下次第」

・折本一冊。縦二〇・八×横一七・九種。檀紙。全五丁。表紙なし。表裏

見返しにあたる部分は二種程折返す。糊、綴糸等なし。一面五行。押界。

柿本大明神／神階 宣下次第／上卿着仗座典／次職事來仰々

詞／次上卿移着端座／次上卿令官人數軾）／次上卿以官人召

大内記、内記參軾／上卿仰々詞如職事／次内記持參宣命草位

記等入宮／次上卿被見、畢賜内記、々々候／小庭」／次上卿

參弓場代、付職事／奏聞（内記以／宮相從）先内覽／職事奏

聞畢、返賜仰可令／清書由／次上卿復仗座、仰可清書由於」

／内記（此間取出位記／置右方）／次内記持參清書入宮／上

卿披見畢内記退入／次上卿以官人召將監、々々候小庭／次上

卿仰請印事、將監退入）／次掃部寮立案於軒廊／次少納言主

鈴、將監等列立案下／次上卿以官人召外記仰云、中務輔／候

哉、外記申候由／上卿仰云、召々、外記称唯退入」／次中務

大輔參進軾／上卿取出 宣命置右方／賜位記輔賜官經小庭置  
位記／於案上披之／次少納言捺印〔中務輔於／案下卷之〕  
／次中務輔返上位記管於上卿／次上卿披見畢、中務輔退入〔此  
間／少納言〕／（以下／退入）／次上卿以官人召内記、賜  
宣命／位記入管、内記候小庭〕／上卿就弓場代、以職事／奏  
聞〔内記以／管相從 先内覽〕／職事奏聞畢返賜／次上卿復  
座、内記置管退入／次上卿以官人召外記、問使參否、〕／外  
記申候之由／上卿仰云、召セ、使來軾／次上卿賜 宣命位記  
於使、々賜之／退出／次上卿以官人召内記、返賜管〕／次上  
卿令官人撤軾／次上卿起座〕

二二六「禁中拝領物ノ覚」

・切紙一紙。縦一五・六×横九一・五糎。切紙二枚を継いだもの。

享保十三年九月十三日／御当座御会読師御勤／御製御懷紙御  
拝領／禁中翫月／寄月眺望／享保十四年正月廿四日／宸翰被  
備 勸覽。已刻過／長橋殿迄御使者山本志摩守／御目錄如左／  
もくろく／御さかつき台 一／御杉重 一組／御たる 一荷  
／御さかな 三種／以上／右中高檀紙豎目錄也。祐筆〕

一、御さかつき台三方ニ乗之／薄の類不用之／長サ式尺式寸  
／紅梅 若松 白梅／うす紅梅 桧 橘／笹 寒菊等取合之  
一、御杉重 五重／右者 禁中様於御台所／土山駿河守  
矢部筑州已下江／志摩守入魂にて調進之。

一、御樽 一荷／此品も右同断  
一、御肴 三種／右同断  
一、御盃は金銀挽物盃也。中／鷹を以包み三方置  
一、春宮御所江／大鱧 一折ニ／御使山本志摩守

一、午半刻、御參 内〔祐誠／青侍二人〕

一、御宸翰持參〔小川下野守／藺左門〕／御香壺箱〔雲足台  
／乗之〕／外箱桐、打きせふた萌木／さなだ付封印判封也。

／右持參難波殿迄御案内／追付御同所岩倉中将殿／御誘引非  
藏人随出渡之也。／右之通留御座候。以上。／正月

二二二「宸翰古今新御抄外題」

・一包折紙一紙。縦三一・八×横四五・八糎。包紙、縦三〇・〇×横四二  
・六糎、「封」の朱陰刻の方印で封する。包紙表書「古今新御抄外題宸翰」  
繫辭曰二人同心其利斷金／同心之言其臭如蘭。靈元院宸筆か。

金蘭／熟字候。／晋書ニ山濤ト与ニ阮籍嵇康一皆／同契若シ  
二金蘭ノ一。

二二三・二二四の包紙

・一紙。縦三二・八×横四五・三糎。

（表書）享保十四九七、三条西亜相より借受之。／称名院右  
府真跡也。

二二三「和歌色紙」

・一紙。縦一九・五×横一七・一糎。赤茶色地に文様（竜力）を刷る。

里竹という心を

八条内大臣

みゆきに わすれすよ

なれし竹 ふしみの

のした道 さとのはる／＼と

二二四「和歌色紙」

・一紙。縦一九・三×横一六・六糶。鼠色地に文様（竜力）を刷る。裏右肩に「廿三」と墨書、ただしその上に薄い紙が糊付けされている。後称名院は三条西公保。

いつのまに

したもえ

そめて

しら雪

の なかに

跡より

みゆる

野辺の

わか草

新玉津

鳴の世首

の なかに

若草

後称名院

内大臣

二二五 「仍覚画賛写」

・堅紙一紙。縦二九・三×横四一・六糶。仍覚は三条西公条の法名。通茂筆か。

紫式部者越前守為時女候／上東門院焉。古伝云、上東門院／令式部作源氏物語。式部詣／石山寺祈之。于時八月十五夜也。

／遙見湖水之月、趣向忽然生。／則須磨明石両卷書之、帰／京録之、終一部之功云々。爰九条／入道博陸殿下耽翫此物語

年／久矣。予亦至七句余之頽齡、猶／手之不廢似元凱之癖。須詣／殿下讀申之。殿下不獲止命画／工図之。維時永祿三仲

冬五日、

あけうはふ色はあやなしさく藤の

さかえひさしきやとにうつつして 仍覚

二二六 「東常縁古今伝授書」

・堅紙一紙。縦二四・七×横三四・六糶。虫食甚。室町期の写か。  
短哥事

万葉集（一）ツ（一）／似其体は物コトニ本意ノ躰ノナリ。／彼集ハ専長哥ヲ始終トモニ用。然シテ卅一字ノ哥枝葉（

一）／今ノ古今集短哥ヲ始終ノ躰トス。／長哥枝葉ノコトシ。就之於古今者ノナカ哥ヲ短哥ト号題ス。是深甚ノ載筆

（一）未見及者也。口伝／文明九年四月五日／東下野守常縁（花押）／種玉庵／常縁（花押）

二二七 「三光院古今伝授誓書案」

・一包堅紙一紙。縦二八・一×横四四・一糶。通勝自筆。実枝自筆の誓状案の写し。端裏「從三光院内府長岡兵部大輔藤孝伝受之時之誓状之案也。／予伝受之時被見之。三光院内府自筆也。杉原」

古今集御伝授之事二条家正嫡流／為御門弟請御説之上者如親子不可存ノ疎意候。於義理口伝故実他言口外之儀／曾以不可有

之候。又与他流令混乱是非之／褒貶禁制之段如道之法度拜其旨候。将又／御伝受之後不蒙免許者聞道説道之／義努々不可

有聊尔候。若此条々令違背者／大日本国神祖神并天満天神梵釈／四王殊和哥之両神之冥罰忽<sup>其</sup>其身上ニ可罷蒙者也。仍

誓状如件／文亀——／三条殿——

二二八 「権中納言公国古今伝授誓書」

・一包堅紙一紙、礼紙一紙。縦二七・五×横四三・一糶（本紙）。包紙表書  
三系中納言殿道相伝之時御誓紙。幽齋宛誓状の写し。破損甚。

古今集事伝受之説／三光院被申置候以筋目更／不可有聊尔之

儀此旨私曲／候者可背兩天神冥助／者也。仍誓文如件／天正七年六月十七日權中納言公国／長岡殿

二二九 「中院通勝古今伝授誓書案」

・堅紙一紙、縦三四・五×横四八・三種。通勝自筆。誓紙の案文か。

古今集伝授之事二条家正嫡流／為門弟請御説之上者永如親子不可／存疎意候。於義理口伝故実他言口外之／儀曾以不可有之候。又与他流令混乱／是非之褒貶禁制之段如道之法度／存其旨候。將又御伝受之後不蒙免許／者聞道説道之義努々不可有聊尔候。若此／条々令違背者、／大日本国神氏神并天満天神梵釈四／王殊和歌兩神之冥罰忽素然身上<sup>三</sup>／可罷蒙者也。仍誓状如件／天正十六年十一月廿八日／素然／判／長岡兵部入道殿

二三〇 「細川幽齋古今伝授書」

・堅紙一紙、縦三四・一×横四六・三種。幽齋自筆。伝受証明状。口決并切紙、口伝等の伝授。以前は天正十六年に伝授。横井金男氏『古今伝授沿革史論』（大日本百科全書刊行会、一九四三）に紹介と翻刻がある。

古今集事

三光院殿御相承説々於清濁／談議等者先年申入之。今度重而／不残伝授口決并切紙之外口伝等／奉授也足軒中院侍從中納言入道殿／訖。堅禁漏脱深守道之法度／不可被忽之状如件／慶長甲辰季夏庚寅 幽齋／法印玄旨（花押）

二三一 「御靈社別当祐純御伝受日次」

・一包堅紙一紙、縦二九・〇×横四六・六種。

御伝受之日次／今月中

一、十日かのえさる

一、時ひし

已上／御靈社／慶長九年五月吉辰 別当 法印祐純勘之

二三二 「某和歌秘抄借用書案」

・堅紙一紙、縦三一・七×横五〇・〇種。通勝筆。木下利房に和歌秘抄を貸すにあたっての誓紙の案文を通勝自身が草しているもの。天正期のもの（あるいは二二九など）を参考に記して元号を誤ったか。

一、和哥之秘抄等被借下候事、他見他／借之事者勿論所持之儀モ不可有／口外并以自筆可書写事。／一、与他流令混<sup>合</sup>是非之褒貶／堅禁制事。／一、為御門弟之上者永如親子不可為／疎意候事。／右条々若令違背者可罷蒙／大日本国神氏神并天満天神／梵釈四王殊和歌兩神之冥罰／者也。仍誓状如件／<sup>慶長</sup>天正九年八月廿五日 木下宮内少輔 —— 判／中院入道家／人々御中

二三三 「諫議羽林古今伝授誓書」

・一包堅紙一紙、縦二八・二×横四五・九種。檀紙、包紙表書 二三条宰相中将殿誓詞。花押は貼紙。諫議羽林は三条西実条。

古今集伝受事三光院／之説不貽相渡候。千万満足候。／自今以後於疎意者可背／兩天神之冥助者也。／仍誓文如件／慶長九年閏八月十一日諫議羽林（花押）／長岡兵部大輔入道殿

二三四 「三箇大事三関スル書類」

・一包切紙十八紙、縦三四・二×横五三・二種。但、第十七「土代」は縦

三四・〇×横九一・四種、第十八「伝受之次第」は縦三四・一×横六一・〇種。襖紙。包紙表書「切紙十八通（但十五通アリ。三通未書<sup>（キ）</sup>」也。三光ノ也ノ仍返遣了<sup>（キ）</sup>ノ慶長九年（一）五月十日（庚申）。宮内庁書陵部蔵三条西実枝筆『当流切紙』「切紙十八通」《京都大学国語国文資料叢書古今切紙集》（臨川書店、一九八三）所収）と同内容。幽斎筆か。包紙表書は通勝筆か。

二三五 「和歌稽古口決二関スル書類」

・一包切紙六紙。縦三四・〇×横四六・〇種。但、「稽古方」は縦三四・〇×横四八・六種。「稽古口決」は縦三四・〇×横五七・二種。「神道」は縦三四・〇×横五三・三種。下部破損有。包紙表書「切紙六通。幽斎筆か。宮内庁書陵部蔵三条西実枝筆『当流切紙』と同内容。

二三六 「也足軒伝受添状」

・堅紙一紙。縦三〇・九×横四三・五種。慶長戊申は慶長十三年。源孝子（浅井左口助 宛、源氏物語の講釈を行いその別勘を与えた際のもの。此秘抄往年以件奥書之本書写ノ授□也。〔 〕源孝子浅井左口助

依所望<sup>之</sup>ノ終源氏物語一部講席之功。後感ノ其<sup>志</sup>、附与此別勘。是為補愚之短ノ才也矣。ノ慶長戊申仲秋十一日ノ也足叟（判）

二三七 「素然伝受書」

・堅紙一紙。縦三四・四×横四五・〇種。通勝筆。震える筆、末期の絶筆。通村への相伝証明状。日下氏『後水尾院の研究』上冊二六八―二六九頁に紹介及び翻刻がある。図版2参照。

和歌一流伝授之秘説ノ一事不残之守此旨ノ可伝□□耳。ノ慶

長十五年三月廿四日ノ沙弥素然ノ中院羽林公

二三八 「伝授誓書案」

・堅紙一紙。縦三一・六×横四六・〇種。通躬筆か。天皇への古今伝授の際の天皇の誓約状案。

古今集一部之説二条家正嫡流伝受ノ満足候。所聞置之儀理口伝ノ故実等自今以後不可有ノ聊尔候也。ノ年月日 勅印敷

二二九 「伝授誓書案」

・堅紙一紙。縦三一・五×横二一・一種。

古今集一部之説二条家嫡流伝受ノ満足候。所聞置之儀理口伝故実等ノ不可有聊尔候也。ノ年月日 勅判

二四〇 「宸翰 源氏三ヶ大事伝授書」

・二包切紙三紙。外包紙表書「万治三 五 御伝授 宸筆」。内包紙表書「万治三 五 御伝受 宸筆」。後水尾院筆。

二四〇―一

・切紙一紙。縦二三・六×横三九・六種。端裏「二源氏三ヶ之大事」。図版3参照。

揚名介之事

国ノ介ナリ。小野宮清慎公御弟、ノ九条右相丞、当時勅命スクレ給ヘルノ清慎公、関白ナカラモチヒウスカリシ故、我ハノ揚名ノ関白ナリトノ給ヘリ。タトヘハ其国ノ介ニノ任テ其徳分ラムサフラ又義也。当時モノ揚名介ノ申文ト云事、公家ノ重々ノ事トイヘリ。除目ノ時アル事也。心ハ今ノコトシ。諸国何モ云ヘキニハアラ又敷。大略ハノ常陸山城ナト申也。

二四〇——

・切紙一紙。縦三三・五×横三九・七種。端裏「源氏三ヶ之大事」。

宿直物袋之事

弓矢兵杖ノ袋ト云義、是アリ。不然。ノ常々云義也。

二四〇——

・切紙一紙。縦三三・七×横三九・七種。端裏「源氏三ヶ之大事」。

子ノコノモチヒノ事

イノコノ次ノ夜ナレハ押而イヘル事也。ミツカノヒトツトハ、

此モチイ銀器四ハイニモル故也。ノ四ヲ三カ一ト云事、左伝

ニ此名目アリ。モノチイハ身ヲ終ヘタル物也。女ハ夫ノ所ニ

テハツヘキ事本意ノ義也。身終ル心也。ノサレハ死人ニ手

向ノ様ニシタル事也。ノ四ハイモ其心也。但当座ノ祝ニツキ

テノ四ハイトハトハイテ、三カ一トハイヘルナリ。ノ宗祇判

在ノ此三ヶ条一条禪閣ヨリ宗祇老人ノ伝授申サル也。景逸数

奇異他ノノ懇望タルニヨリ写進置者也。努々ノ不可有外見可

秘々々。ノ宗長判在

二四一「前関白伊勢物語伝授書写」

・堅紙一紙。縦三三・二×横五四・〇種。後水尾院筆。

一、号伊勢之事ノ此物語ハ虚実相交。業平ノ事ハ実也。余事

ニノ虚アリ。両条相記ルハ中也。実事ハ是仮也。ノ仍空仮中相

備也。凡一切之事皆具三諦。鏡ニ具ノ三諦。像ハ仮也。無実

ハ空也。二諦相備ハ中道也。ノ又是一切之理也。ノ伊勢ハ女

ノ名也。即国名也。国名ハ為神号。即ノ是鏡也。依有此理号

伊勢也。

一、むつまじしと君はしらなみノ業平与神一体之心也。業平通

神之証見、齋宮ノ事、人々同神之理ニハ非ス。彼人別段之義

也。ノ白波ハシラスヤノ心也。可知之由也。

一、思事いはてそたゝにノ我ト同心ノ人ニアラスハ不可説之

理也。当其人者有益、ノ不然ハ無益、不如不レ言也。は無事

之境也。同性之人ニノ当テハ可説。是有為之無為ナルヘシ。

非其人者不説。ノ是舍則藏之義ニ同シ。ノ已上当流三ヶ条也。

ノ永正十六年五月十八日 前関白太政大臣判

二四二「詠歌大概切紙」

・一包切紙三紙。縦二九・四×横四一・六種。檀紙、破損甚。端裏上部に

各々「二二二二」と記す。通茂筆か。包紙、縦二九・三×横三〇・九

種、檀紙だが一三とは紙質が異なる。裏面に通躬筆で二四二——と同内

容の記事が途中まで記される。

二四二——

・図版4参照。

心ハ□<sup>詞</sup>詞旧ノ心ハ直 詞艶ノたとへは心はあたらしくと

ふに二の心を出したり。ノむか□□□□人のよみもならさぬう

たをあたらしくノ読出したる作意と、又ふるく読たる哥をノ

すこし引かへて心をあたらしくなすと二のやう也。ノこと葉

はふるく同艶にといへるも、あたらしきノことをよまむとす

るゆへに、こと葉のあしくなりノ行をもつて旧き詞のほかに

はといましめたり。ノ又心直□□□□に<sup>こゝろ</sup>こと葉艶にといへるは、

こゝろのノなをき歌は又かならず俗にちかくなりゆく故也。

二四二——

ノ尤口伝也。秘中の深密たるへし。

きりノす鳴や霜夜の哥心ハ新ノ詞旧証例よく思ひ知へし。

此哥の義理ハ／百人一首ニあり。返々情ハ新旧詞を以て／作  
たる哥、これらを先とし侍るへきや。

二四二—三

三十六人集之内殊上手歌可懸心。／三十六人之内三人丸貫之  
忠岑伊勢ノ小町之類といへる類と云字にていま有／へしと  
意得へき也。業平遍昭など／やうの人〔（なるへし是もど）〕口伝□□師  
説を／うくへしとは此口伝なり。

二四三・二四四の包紙

・二四三と二四四を一包する。表書「寛文四十二—御伝授 切紙 照高  
院宮代筆也。」

二四三「詠歌大概切紙」

・一包切紙三紙。縦二九・五×横四二・一。檀紙。端裏上部に各々「二—  
」二二三とあり。各々、二四二—一・二・三と同内容。照高院宮道晃筆。

二四四「詠歌大概切紙」

・一包切紙一紙。縦三〇・五×横四四・五。檀紙。「未来記雨中吟」の切  
紙。道晃筆。

前和歌得業生柿本貫躬／是は儒者の家ニ成付たる官なるを和  
哥の／家なることこれ非分なり。／又柿本の氏は人丸名人  
たりといへとも／氏はかりにはきとくなし。貫之の貫と／躬  
恒の躬とをとりて貫躬といへる、三人の／名人の名をとりて  
も更無詮。未来記の哥の／心かくのことし。いかによき心を  
とりても一首の／吟くたり侍らす心すみ侍らねは、たゞ柿本  
の／貫躬とつくる名のりによく相当したる哥／なるへし。是  
此五十首の口伝の深秘なり。

二四五「和歌伝授書」

・一包切紙十八紙。縦三四・〇×横四八・二。檀紙。「十七、土代」は縦三四・  
〇×横九四・四。檀紙。包紙表書「切紙十八通」。宮内庁書陵部蔵三条西  
実枝筆「当流切紙」切紙十八通」と同内容。「十八、伝授之次第」の血脈  
に「血脈／（略）実澄—玄旨—智仁親王—（花押）—通茂」とあり。後水  
尾院から通茂への伝受の際のもの。後水尾院の代筆としての道晃筆か。

二四六「和歌伝授切紙」

・一包切紙六紙。縦三四・〇×横四九・六。檀紙。包紙表書「切紙六通」。  
宮内庁書陵部蔵三条西実枝筆「当流切紙」切紙六通」と同内容。後水尾院  
から通茂への伝受の際のもの。道晃筆か。

二四七「切紙預状」

・折紙一紙。縦四〇・七×横五四・〇。檀紙。  
預置切紙／三ヶ大事三通／重大事／鳥之大事／一虫／虫之口  
伝／重之重

二四八「通茂古今不審」

・一包折紙一紙。縦三九・一×横五三・七。檀紙。包紙表書「古今不審  
通茂上」。通茂筆。《》に括って示した書入部分は青筆。同筆か。古今  
切紙についての不審。

切紙之上口伝

一、劍ハ水ヲ躰トス《水ノ清潔ヲカタトル。別義ナシ》  
重之口伝

一、身所持者聖劍鏡《今ハ上一人ノヤウナレトモ凡人トモニ

所ノ持スル也。所持スルトテ三種ノヤウニスルノコトニハアラス。此理ヲ守ル也。《畢竟伝受シタルトテウチステ、ヲクコトニアラハス。受用セテハ不叶事也》

真諦之事

一、実ニハ鏡之事也。《東諦<sup>性</sup>才<sup>ヲ</sup>ハ真諦<sup>ト云也</sup>。俗諦<sup>ト云也</sup>ノ暗<sup>ト云也</sup>ノ鏡》ノ《天台シンダイトニコレドモ、常ニハシンダイゾクタイトスム也。俗諦ハノカタチニアラハレタルヲ云》ノ此鏡 重大事重之口伝等ノ鏡トハ有差別歟同歟。ノ《無差別》

一、鏡璽ニハ理ヲ注シ劍ニハ事ヲ注スルコト如何ノ《カヤウノコト何ともあるコト也。此ヤウ人ノ不審ヲスルヤウニシテ工夫サスノルヤウニシタル、ヨクミレハ味おもしろきこと也。よくノ工夫すへし》

一、璽ハ信也。古者尊卑共之ノ《韻会ノ文也。しるしのこと也》

鳥之釈

一、姪名負鳥 秋ハ年中衰ヘ行境也。此零落ヲ興スノ所、是帝心也《成就穢空ノ四劫。秋ハ壞劫ニアタル也。万物の零落ノヲスクフ帝心也。ヤフルモノハシマル心カハヤアル也。易ノノ三段八卦最上ワロキ卦ヲ最上トスル也。ソノ心也》

鳥口伝

一、四了簡《四了簡ト云モコ、ニ引所禪ノ証明ノ所也》

三才之大事

一、人ノ世ト成テ并素衰鳥尊ノ所ヲ拳タレハ能ノ心得サセン為也。三才之起ヲ云也。《人ノ世トナリテハ○專モチユル方ニテイヘリ》

一、梅花哥此図絵等深秘之口決也。ノ《梅花ノチラシタル人丸ノ図アリ。上ニアルハ天、下ニアルハ地ノ袖ナトニアルハ人也。ノ天地人ヲシメス也》

土代

一、土代ト云子細 此哥共ノ注《授哥ニヨリテ古今ヲ思召立タレハ土代ニナリタル也。授心ハ何トシタルト云コトハナキノ也。工夫ヲシテ我ト悟入サセンノヤウ也。申云、風躰カトミレハ代々風躰相違也。仰ソレヲ何トカカノトカ思案シテ打ステズハシラル、コトアルヘシ》

一、基俊以来代々之哥相違之事ノ龍田川錦をりかくノ山里は冬そさひしきノ大そらの月の光し 此三首土代之事

血脈

一、高記一冊未記一書 至今相伝歟之事《伝ハラザル也》

題号

一、伝受 如何様之事候哉《切紙ヨリハ前ニアルコト也》

一、文人以下 六重之事《文武人丸古 西酉貫之今。自延上古古 当代今。土代へさくら花ノ哥古ノ集全部今》自神武以前神代ヲ云古也。人王始今 天地ノ天地未分古ノ自国常一今

真《真諦ニノミエタリ》

一、黑白《体用也》 口決有之《此分ナリ》

流儀

一、卷頭歌事古 冬の賀茂のまつり今

一、賀茂祭歌事 猶可受口伝《名譽ノ哥ナレハ所願アルノ時ハ此哥ヲ誦シテ祈誓スル。是ヲ口伝トスル也》

長短不同事

一、古今集 於詞書者なかうたと有之、如何《なかきみしか

きによらず本長等枝葉トヲ云也

稽古方

一、作伝（高直口伝）道（高直口伝）和（高直口伝）中（高直口伝）此等ノ字ノ子細《これらもよ

くしれぬこと也。／よくく工夫して自得／させんためにお  
ほく／とかきたること也》

一、心を物ニマカセテ和ヲ基トセヨ。惣ニハ物ニ対シテ事ノナ  
カルヘシ《これは大かたハきこえたるやうなれども、これら  
もよくく工夫すへし》

一、古今ノ序ニ（高直口伝）そのはしめを―上古ノ体ヘタ、リノ行故ニ  
―ノ賢愚ヲ知食事ヲ道ノ零落ト謂歟。其故如何ノ猶有口伝  
如何

一、百人一首 始終歌 但其実落テ花ヤ多分ノニ侍ラン《し  
ゐていはゝ其実すこしおちたる／ともいふへきかと也》

一、二神御歌ト巻頭ト同前《正直一ナレ共しゐていへは躰用  
トモ云へ／キ歟》

一、為沐浴心《清浄心也》

一、万物ニ起ハ即詠歌

一、一句之文《これもよくはしれぬこと也》

一、古教持直正今ノ字《教ハをしへ、持ハ守リタモツ歟。／  
これもよくしれぬこと也》《古》と《今》、「直」と《正》を  
青線でつなぐ

一、孟子悪人ノ如シ。

一、類業平 家持 不入事 卅六人之外 菅家ノ入事《ふ  
るくより何ともさたなし。卅六人ノ内ハカリニハ／アラサル  
歟》

一、号清角《百人一首也》。方円之口決《水ハ方円ノ器ノコ

ト也》

一、又ソレ／ノユカリニ作者ヲ比也《これもさたなし》

一、関書《未来記也》

一、風体口伝《ノ一》 此哥共ノ注《注ハナキ也》

一、伝受説 此外之説如何《たゝよるさへみよといへるより  
はいつを心のひまになど／かさりたる注也》

神道

一、神詠 六根六境六識《神道ニ口伝アルコトサウ也》

一、其ノノ意《日本紀ノ文歟》

一、夫婦ノ天地ト齊シクス  
一、高（タカミムスビ）貴大明神 此訓

一、ミタリノ哥 一首く／作者ヲワカツ歟之事  
一、神遊神楽之事ノ《神性也 葛ものにふるゝ 弓したかふかた  
杓たもつ アカ星（神楽方ノ伝アルコト歟） 岩戸秘スル方歟  
神道（神変ナルコトニアラス。／心ノ妙用也）ノ証明状  
古キ文辞みえず。たつね出されれば可給由也。／免許 又別被  
仰こと也》注なし 十口決

二四九「和歌覚書」

・一包折紙二紙。包紙表書「覚書」。通茂筆か。古今切紙についての不審。

二四九―

・折紙一紙。縦三二・〇×横四六・四種。

三ヶ 二

三説 共用歟、端ヲ用歟。

手繼二ヶ三

賀和嫁

切紙ノ上口伝五

常光院誰人乎 当流如何神木ノ二条后比奉ル。国母ニマシマス。  
此大徳故也。

重之口伝六

神 陰陽和合シテ玉ト成也。

日ト素ト御中違の儀可考

慈悲たる事。仁にも不当。

真一七

本来無明

璽

古者尊卑共之

鳥之尺九

今開臣 何用哉ノ年衰ヲ興トラハ春ウツ云ヘキコト也。

ノ又興ス心イツレニアリヤ。

鳥之口伝

名為無明（真一本来無明之躰ヲ古トス。ノ煩惱ニ候）

隱頭ノ二ノ万端ニ世ノ造作ナル心也。

隱頭色声ノ風雁歟。是いはく色声共ニ頭歟。

百千鳥

改者力常住歟。布縁ノ義常住歟。ノ四了簡ノ沙汰、いかや

うに取合たる事候哉。

三才

人の世とあらかねのつちにしてノ一首ヲ引事如何。引用替

アル歟。

人丸凶 信実已前ノコト

ほの／＼の哥

高市皇子 タケノミ

明旦（左伝ノ五車韻一） 若奥義抄 寿（文選ノ五車一）

風（文集可尋ノ風聞一）

ほの／＼とあかしとつゞけて明闇を云ヘル而已。明行方へ云

へリ。ノ人間ノアリサマツキニ誰モ本覚ノ古郷ニ帰スヘキノ

理也。又云ノ五大分離シテ本源ニ帰り法界ニ満ル心也。

桜花

只对シテノ事甚深面白義也。

重ノ重

身仁 忠恕歟。

土代

文武へ人丸道ヲ奉授テ此哥ヲ申入シ也。

紅葉乱 結手 百詠不入事

題号

伝受 仰切紙ヨリハ前ニアルコト也。 口伝

黒 一色之上ニ無念無相ナルカ如シ。

口決有之。仰此分也

流議

此説用歟、不用歟。

卷頭哥事古 賀茂祭事今

賀茂祭

此集肝心只在是肝心ノ二字（此ノ只」の右肩に長点を付す）

再稽

心ヲコシキハナレハタケモタカケキヨケナル也

作伝

心ヲ物ニマカセテ和ヲ基トセヨ。惣ニハ物ニ対シテノ事ナカ  
ルヘシ。是ヲ正トス。

主ニ無補ト云カ如敷

古今ノ序そのはじめを思へし。色このみの家にむもれ木の  
——コ、ニスタレタルコトヲ云へり。／かゝるへくなんあら  
ぬハ不廢時ノコトヲ云歟

上古ノ躰ヘタ、リ行故ニ臣ノ賢愚ヲ知食中。／然ルニ詠和哥  
ハ是既道ノ零落ト謂フヘシ。／猶有口伝。／先度仰臣ノ賢愚ヲ知食事  
ヲ云也。哥ヲ零落ト云ニアラス。／序ノ義ト仰ト相違。／真  
名序、但見上古歌存古質之語、未為耳目ノ之翫。徒為教誡之  
端。古天子每良辰美景ノ詔侍臣預宴筵者猷和哥——才也。／  
堯舜猶択才事可考

道

古今ノサマハアレ共玄之玄ハ同之也。但其実落テノ花や多分  
ニ侍ラン。／先度仰、しみていは、其実すこしおちたると  
もいふへきかと也。／少ニテモ実おちてハ玄之玄同之とハい  
ふへからず。

和

序曰、人世にありて無為ナルコトアタハス云々。其心アラハ  
也。／口伝、為沐浴心詠和哥、其哥不作曲節、眼ノ前ヲ不失  
可詠也。／此被為如何。」

(裏)——又心万物ニサカハサレ。逆ハサレハ無為ナル事ノ  
アリ。是ヲ和ト云也。／鬼神感動ス。

二四九—二

・折紙一紙。縦三六・三×横五三・二種。通茂筆。某人よりの質問に對す  
る通茂の回答の控え。日下幸男氏は鍋島光茂よりの質問と推定(日下氏『後  
水尾院の研究』上冊二七〇頁)。

御尋之条々

一、古今抄最前進之候ハ被仰越候通幽斎ノ聞書に候。従也足  
段々伝之抄切紙御ノ覽有度由、此度不淺御懇志之上候へはノ  
尤懇御目度存候へ共、後々器量出来執ノ心深候ても宰相一人  
ならては庶子にも不ノ伝申事に候。最前之切紙と相違も無之  
ノ御覽候て御助にも不成申候上、下官為にはノ先祖の恥をあ  
らはし道の信を失ひ申義ノに候へは、且は先祖の冥罰も如何  
に存、又道のすノたれにも可成事に候間、此分は御理申入度  
存候。／此段よく御聞分候て可給候。

一、従 法皇 仙洞へ万葉御伝之事不承及候。／可為虚説候。  
一、於 仙洞後十輪院伊勢物語講談抄無之候。／左様の物と  
も大方焼失候へとも、焼失以前にも無之候。／私宅にて読申  
候は闕疑抄にて読申候。

一、也足、珉江草本四五冊候。奥は草不仕哉と存ノ候。桐壺  
者焼候。

一、三光院源氏抄は前年借進候。山下水に候。／家にも全部  
は不仕之由承候。

一、御家御本と被仰越候は源氏抄之事候哉。／抄は無之候。

後十輪院講尺、後々下官などノ所々にて承候時は河海花鳥明  
星自分之間ノ書など取集候て見合読申候。通一物語に仕候ノ  
は後十輪院申候は抄仕候は悪敷候。見よきノ様に仕置候へは  
子孫それをたのみ不学に成候ノと申候て、抄不仕事自讃仕候  
由申候。日野弘資卿ノ源氏の名所分可致と被申候をも、左様  
に見よきノ様にすれば源氏にうとく成候て悪敷由申留申候。

／箒木抄一冊、後水尾院御前講談の時ノ抄有ノ之候へとも焼  
失候。中和門院ニテハ一部読申候。是ノは諸抄ヲ見合候やら

ん、抄無之候。／百人一首は後光明院之時読申候。覚書仕、其ノ本焼残候。後水尾院御抄出来之時進上候て／此分は御抄に被載候。百人一首詠哥大概も私ノ宅にては幽齋抄にて読申候。詠哥大概幽齋ノ抄者焼残候。／源氏は也足説申候時ノ後十輪院聞書有之候。／是も焼失候。後十輪院講、通一聞書、是は残ノ候へとも大部の物故数年に次テ／承候故そろ／ひ申さず候。清書も不仕候故、むさ／と仕たるノ物に候。清書本三四冊候。御覽度候は、可掛御ノ目候。／伊勢物語実条公光広卿後十輪院等講ノ尺之時、北畠親頭卿聞書も残候て有之候へとも、／草本是は猶／／むさ／／と書候て、一向難説ノ解候上、若年の事に候へは用に立申候事も／有ましく存、打こみ置候也。／古今ノ上之事、ちけなどに聞せ候事、何ともノ迷惑に存候。以来者無御遠慮直に被仰越ノ可被下候。けに／／直に被仰候事御六ヶ敷ノ候は、宰相へ可被仰越給候也。

二五〇「和歌覚書」

・一包二紙。

二五〇一

・折紙一紙、縦三二・二×横四三・六糎。通茂筆か。古今切紙についての不審覚書。紙背は「延徳三年ノ御ゆとの、日記ノ正月ノ元日」の記事の書きさし。

水 陰ノ質ニアラハレタル物也。

身 人ノ身也。

実 同物也。

鏡 理ノ場ニアラス。

四了 ソレヲ堅シ得人ノタメニハソレヨト云タル也。是ニテ合点ユクニアラス。哥道ナレハ哥ニテ行コト也。易ハ是幽齋ノ時無之云々。河図洛書モ同事也。

梅花 兼房敷 梅下現 伝ナクテハシラレヌ也。／是又幽齋ニナシ。仙洞ヘノニモナシ。

土 集の土代トナリタル也。／吾朝根本也。是ニテ不及故借物也。／代々替タルニテ、道ノ我物ト末世ニ伝ハルコト也。

是ナケレノハ無詮事也。まちかく東ノ末にも伝アル也。／此法皇ヘ可申。御製にても古哥にても可被伝也。／余人トハ各別也。此度御再興アルヘキコト也。

賀一 口伝アルコト也。叶神慮之義歟。

長短 抄ニ無之歟。此事は俊成説をもやふられたる事也。臣ノ賢愚 か様ノコト道メキタリ。大道廢一か様ノコト、／

儒書などにてよく校合し候て、すまぬコトハ有子細ノトテ、手ヲツケヌカヨキ也。／猶、仁義興トハ別歟。

正躰直用ともいふへきコト也。

中 字ノ相違ノ所アル歟。

類 卅六人ニカキラス。

清角百人一首也 方円一（水ノ方円ノ器コト也）

関 雨一 伝受一（当裳ノ義也。カサリタテタル也。／此外ハ執着ノ心カラム心ヲトムルヤウノニミラルヘキ也。サヤウニテハ憂ハしくなるノにより順ヘハサヤウニ伝られさりし歟）

人丸赤人一 として万葉本ニ何方までハ人丸アリ。／其以後ハ赤人ありて、人丸なきなどいふコトアリ。／不伝しられぬこと也。

十口決 法皇ノ内ニアリ。／法皇へ被進之抄、契約若従法皇不被ノ下者、借之由也。借被下を彼方より／借者ノ恩也云々。尤之事也。

二五〇一一

・折紙一紙。縦三八・八×横五三・二種。古今切紙の不審覽書。

此一紙進上 仙洞

十八通之内

切紙之上口伝

一、劍ハ水ヲ躰トス。

重之口伝

一、身所持者璽劍鏡。

真諦之事

一、実ニハ鏡之事也。

此鏡、重大事重之口伝等ノ鏡トハ有差別ノ歟同歟。

一、鏡璽ニハ注連理。劍ニハ注連理事如侍。

一、璽ハ信也。古者尊卑共之。

鳥之釈

一、姪名負鳥 秋ハ年中衰へ行境也。此零落ヲ興ノス所、是帝心也。

鳥口伝

一、四了簡

三才之大事

一、人ノ世ト成テ并素戔烏尊ノ所ヲ挙タレハ能ノ心得サセン為也。三才之起ヲ云也。

一、梅花哥、此図絵等深秘之口決也。

土代

一、土代ト云子細并哥ノ注ノ基俊以来代々哥相違之事。たつた河にしきをりかく 山里ハ冬そさひしさ 大そらの——此三首土代之事。

血脈

一、高記一冊口伝 未記一書

此書至今有之歟。

本連北市

題号

一、伝受 曲体 如何様之事候哉。

一、文人 以下 六重之事

一、黒白 口決有之。

流儀

一、卷頭歌事古 冬の賀茂のまつり今

一、築 賀茂祭歌事 猶可受口伝。

長短不同事

一、古今集 短哥トナリ次ノ哥詞なか哥トあわむト

稽古方

一、作伝 此子細

心を物ニマカセテ和ヲ基トセヨ。惣ニハ物ニ対シテ事ノナルヘシ。○是ヲ正トス。

一、古今ノ序ニそのはしめを——上古之躰（ハ）リノ行故ニ

臣ノ賢愚ヲ知食木然ナ詠和哥是既道ノ零落ト謂フヘシ。ノ

猶口伝有。如何。

一、道 此字如何

百人一首 始終歌 但其実落テ花や多ノ分ニ侍ラン

ノ二神御歌ト卷頭ト同前。

一、和 此字 為沐浴心ノ万物ニ起ハ即詠歌。  
一、中 此字

一句之文ヘ之事風ノ一句ヨリ六義ヲ云ヘルニ依テ一句ノ文ト云也。ノ古教持直正今ノ字

稽古口決

一、孟子悪人ノ如シ。

一、類 業平家持等不入事。卅六人之外菅家ノ入事。

一、○清角 蓮作相兼 方円之口決ノ又ソレノユカリニ作者ヲ比也。

一、関書

一、風舂口伝 此哥共ノ注

一、伝受説之事 此外之説如何。

神道

一、神詠 六根——六境 六識

一、其ノ意ヲ詞ニ顯シ詞ヲ数ニ作テノ夫婦ノ天地ト齊シクス。

一、高貴大明神 此訓

一、ミタリノ歌 主事<sub>中</sub> 此<sub>一首ノ作者ヲカツ歌之事</sub>書此<sub>共</sub>作者ノ詠ト云コト有<sub>共</sub>

歌

一、神遊神樂之事

### 二五二 「和歌覚書」

・折紙一紙。縦三〇・九×横四四・九糎。百人一首についての不審覚書。

紙背は「新大納言殿」宛書状。

不審条々ノ忠岑 御厨子所ノ定外膳部ノ撰津大目ノ壬生忠見

ノ以御厨子所ノ定外膳部ノ壬生忠見為定額ノ膳部ノ能宣ノ門部

ノ義孝ノ代明親王女ノ挙賢ノ実方ノ源雅信ノ後十抄云々

も草ハ美濃ノノ心ニヨメリ云々。ノ不定可勘ノ赤染衛門ノ右衛門志尉ノ清少納言ノ続拾遺 為家哥ノあふさかや鳥のそらねにノ可考。ノ匡房ノ返牌ノ後徳大寺ノ杜子美卷五ノ落月満屋梁猶疑見ノ顔色 此句猶可考。ノ本朝文粹ノ河原院賦可考見事ノ待賢門院堀川ノ久安百首ノコトノ俊恵法師ノ丈人屋上鳥ノ谷歌ノ白氏歌ノ可考ノちからぬ物なくんハ須戸ノ可考ノ寂蓮ノ祇注ノ内 深山ノ秋ノ夕ノサヤシ才此哥ノ殿富門院大輔ノ高倉宮似仁王ノ十一

(紙背書状)

きのふ文暮に及ノ大納言帰り候て見せ申候。ノ先者此御はな鯛一折ノ拜領仕候。御花ハ御庭にノ咲候よし、まことにノ時分心よく咲候事ノ仰之趣難有畏入頂ノ戴仕候。ひとひ御かう尺にノ伺公仕候て候もちとノ頭痛仕候て早退出仕候。ノ先ノ御機嫌よくうちつきノ御かう尺も被遊候て誠ノめてたく存候へく候。廿九日ニハノ御能御覽あそはし候よし、ノ伺公仕候へのよし、珍敷ノ役者共、御かけにて見物ノ仕候はんとありかたくかしノこまり入候。きのふハ入道ノかたへ参り候て御札にも伺公ノ不仕候。今日も心ちよく候故少ノよそへ参りノ候間、猶御札ニ伺公仕ノ候へく候。ノ御ねん比御尋誠にノ難有存まいらせ候。そもし殿ノいか程もノよろしくノ御取成被遊被仰上ノ可被下候。ノ以上ノめて度ノかしこノひかしむきノ新大納言殿ノ御返事人々御

中 (尚書き) 尚々御礼おそなはりまいらせ候事、ノいか程もノ御取成頼入まいらせ候。

二五二「中院通茂誓書」

・堅紙一紙。縦三五・〇×横五〇・〇。檀紙。通茂筆。後水尾院から「能書の秘事」の伝受を受けた際の誓紙。

能書方秘事口伝故実ノ数多被仰聞候。且以不可ノ令他言候。

雖為相統之一子ノ非其器者不及相伝、聞書等ノ可令投火中候。件之旨ノ趣奉任祖神之照鑑者也。ノ寛文五年正月廿二日権大納言源通茂

二五三「筆道口伝切紙写」

・一包折紙二紙。縦三三・四×横四六・三。檀紙。包紙表書「筆道之ノ口伝切紙」。通茂筆。後水尾院から「能書の秘事」の伝受を受けた際の当座の聞書か。

二五三一一

懷紙書様

一、一首ノ哥三行三字、書之。假令九十九主ノ卜字数ヲ可書。雖然某中

可布ノ用捨敷。タトトト

きみか代ハ千代にや

ちよにさゝれいし石(いし)に重ね書きの中いは

律ほとなりてこけのむ

須萬天

難波津にさくや

この花花(はな)こもりい

まははるへとさくやこ

乃者那

如此二句或三字或四字、端ノ所ニ書之。ノ下句或一字或二字、二行目ニ書之也。

一六、二七百九首〇之七百九首時ハ二行七字書之如ノ詠草書之。五首懷紙ハ

二枚可ノ続之。五首七首ハ三首メノ哥ヲノ末ノ七文字ハ別ノ

紙ニ書之。

一、端作、同輩之会ニハノ詠——和歌ノ若狭守某ノ貴所ノ会ニハ、人々随所存書様ニテハ

ノ春日同詠和歌ノ若狭守源某ノ大跡如此。猶随所人々随所存書様中中在在之

ノ異同。

一、懷紙ノ端ノ広サ手打置程までノ書之。

一、端作ハ哥ヨリモ一寸斗サカルヘシ。

一、二首三首之時ハ

詠二首和歌

名百(名)に重ね書き 名字

題

題

一、一首之時、題ノ字多ケレハ和歌ノ字ノワキヘノケテ書也。

一、十首ノ懷紙ハ二行書之。紙二枚ヲノ続テ二行ニ書之。四五

首ヲ前紙ニノ書テ二枚目ノ紙ニ下句ヲ書也。ノ或前紙ニ題ヲ書テ

次ノ紙ヨリ哥ヲ可ノ書也。」

二五三一一

寛文四年十一月十六日法皇於常御所被仰聞之(予、日野大、ノ鳥丸大等也)。

一、貝ノ哥ノ書様、右だし、上句、左地、下句書之。或ノ右詩左哥をもかく也。ノ一説左上句右下句云々。ノ逍遙院などかゝれたるハ右上左下也。○如此書之ノ由、仰也。ノ則給貝十退出。右上句左下句書之。ノ拾遺夏部十首書之了。

## 二五四「筆道覚書」

・一包折紙三紙。縦三八・六×横五二・八種。檀紙。通茂筆。後水尾院から「能書の秘事」の伝受を受けた際の切紙か。二五四―一が一紙、二五四―二が二紙あり、翻字は内容の順序に従つて掲げた。

## 二五四―二（二紙目）

### 色紙形

一、古キ鈔物ニ色紙形ハダミツケニノ便アルヲ選テ可書之トアリ。仮令ノ松ノ絵ニハ松ノ哥、桜ノ絵ニハ桜ノ歌ヲ可書之ト云々。雖然近代ハ絵ニモノ不拘書之也。

一、人形鳥獸等ノ下絵アルニハ目ニ書ノ懸ザルヤウニ書ヲ習トスル也。サレトモノ千鳥ノヒシト下絵ニアル短サクニノ後柏原院御製ヲ被遊タルニハノ大概残ナク目ノウヘニアソハス也。絵師ノノ不堪ニテ目ノウヘニカ、ラテハ不叶様ニノ書タル下絵ナル故ニ一向ニ残ラスアソハシノ懸タル也ト云々。不可守株者也。

一、色紙形地ノ色ハ初五枚ハ青ノ黄赤白黒ト次第スヘキ也。

黒色ハノ色紙ニナキ物ナレハ紫等ノ黒ニ似ヨリノタル物ヲ用ルナリ。初五枚ノ外ハ何様ノニモ見合宜様ニ可用也。」

一、上下奥端可書満之枚数ノ多ハ其舛少々書替也。

一、色紙事本説ハ屏風ヲノ鼠ノクヒヤブリタルヲマネビタル義也。色ノ紙ヲ書ニハ文字ノクハリヲ珍敷書ノ事口伝也。押

様ハテウ半下トフス也。ノ是ハ昔ハナキコト也。不同ニヲシテモ難ノスヘカラス。

### 扇

一、始一行ハ上下ニ書満之、次行ハノ半行書之、又ハ一行ハ上三両三字、ノ一行ハ下三両三字書之義在之。ノ毎行書満レハ下寄合テ見悪也。ノ不懸ニ外ノ折目ニ哥ハ如ニ普通一ノ散ノ書、源氏物語詞風情ハ一行ニ書融ノ之、一行ハ可止半也。

一、扇ニ哥書事、能書ノワサ也。ノ惣シテ哥書タル扇ヲ所持ヘカラス、ヤウノアル事ト云々。

一、第一絵ノ上ヘカケス、骨ニ書カケス、哥ハノ二三首ニ不可過、多分二三首ノ間也。ノ又タ、ミテ置時上ヘミユル處ニカ、ス三代ノ集ノ外ノ哥不可書之。

一、扇ミエ候所ニハ書候ハス候ガ口伝ニ候。乍去ノ骨ノ上ニカ、ヌハ故実ニ候ヘ共、サ候ハネハ散シ

## 二五四―二（一紙目）

見悪候。四三一二書之ト申候。コレハノ故実マテニテ候。

### 屏風障子書様

可為草字也。上下令混乱書之。ノ於小字者見悪也。仮名者又大字ノ悪也。

### 影像讚

不違奥端上下書之、字舛任意也。

### 消息事

一、可為行字。端置笏之程残之。

一、二行メノ頭筆ヲ不染シテ書之也。ノ裏マテ不書之時ハ奥ノ方折ツノメテ卷之、ウラマテ書タラハ深クノ面ヘ卷返シテ可卷之。ウラニアルヲノ早知シメンカ為也。上ツ、ミノコト、

上ノ方ハノ少短ク下少長ク上ノ方ヲハヒシトツムヘシ。  
下ノ方ハウツロニスヘシ。

### 短冊事

一、短冊書様、筆染所事腰ノ五文字ノ頭ニテ染テ下句ノ頭ニテ  
ソメス。又始ノ五文字ノ頭ヲ真名ニ書タラハ下ノ句ノ頭假名  
ニ可書。又下ノ句ノ頭真名ナラハ上ノ句ノ頭ノ字假名ナルヘ  
シ。上句ノ下句ノ頭真名ニハ不可書。假名ハ不苦。題ノナキ  
ノ時ハ下句ヲ一字サケテ書之。又同トヨリニ書モ不苦ノ事也。  
仮令筆ノ染所ハ、ほのく／＼とほノ字。あか／＼しの浦の、  
不染。あさきりに／＼あノ字。島／＼かくれゆく、不染。ふねを  
しそ思ふ／＼ノ字。染ノ也。筆染所、懐紙モ此分也。

一、短尺書事、結題時ハ一字程ヲキテ哥ノヲカク。題三字時  
ハ二字程、題一字時ハ三字程ノ置テ可書之。

一、下句ヲサケテ書事、女ノ義也。又作者ナトノ身ヲカクス  
時ハ名乗ヲカス。其時ハサクルナリ。ノ一字サケテ書之。

一、短冊ニハメツラシキ書様モナシ。藤花ヤウノトテ二行共  
ニ上ヲフトク下カレニ書也。是モノ自然ノ事也。

一、短尺ハ上句ヲ書余シニ三字脇ニ書事ハノ御製又ハ女房ノ短  
冊ニアル事也。名字ナノキ故也。依之タ、人ハ斟酌アル事也。  
一、統短冊心持アリ。右ノ方ヲ少サケノテ書也。可統用意也。

### 懐紙事

一、懐紙ノ書様、一首ノ哥例式三行三ノ字、九十九三ト字数  
ヲ可書。雖然其中ノ可有用捨歟。哥ノ沓冠ノ文字不ノ吉ナル  
コトヲヨク可見合也。二首三首ハ如常、ノ五首懐紙ハ二枚可  
統。端作事ノ同輩貴所ナトノ事其人々可ノ随所好。書様口  
伝在之。五首七首ノハ三首メノ哥ヲ二行ヲ別ノ紙ニ書テ末

ノ七文字ハ続目ヲコシテ可書也。ノ五首ノ懐紙ハ二枚目ノ奥  
多クアマル、不ノ苦事也。

### 二五四一

一、懐紙ノ端ノ広サ手打敷程ノ四寸ト云人モアリ。

一、端作ノ上ハ一寸二分、下ハ一寸ナルヘシ。

一、哥ヨリモ端作ハ一寸サカルヘシ。又題ハノ端作ヨリモ一  
字サカル也。

一、名ヲハ題ト端作トノアイニ可書。名ノ下ヲ哥トヒトシ  
ク書事ハ凶ノ時ノ事ノ也。吉ノ時ハ哥ヨリモサケテ可書之。

短冊ノハ此沙汰ナシ。雖然是モ吉時ニハ哥ノヨリモ名乗下  
テ可書歟ト云々。

一、一首懐紙書様事、三首ニ上下ノモ又端作モ同前。題ノ字  
多クアレハノ和歌ヲワキヘノケテ二字書也。一首ノ懐ノ紙ヲ  
ハ必三行三字ニ書ヘシ。三字ヲ真ノ名ニ不可書之。惣而短冊

懐紙仮ノ名ニ可書之。真字ニ不可書。

一、三首ノ懐紙ノ時ハ初ノ題ヲ端作ノウチノへ書入ルコトア  
リ。是ハ珎ク書事也。然時ハ三首トノ云字不書也。

一、五首七首等ノ懐紙、三首メノ歌ノ結ノ句一行ヲ次ノ紙ニ  
書事ハ常事也。ノ哥一首ヲ次ノ紙ニ書ハシムル事如何トノノ  
事ハカリ也。然レハ伝受ノ人ハ或ハ三首メノ哥ノヲ二行次ノ  
紙ニ書テモ、或ハ題ハカリヲ端ノノ紙ニ書テモ哥ハ三行トモ

二次ノ紙ニ書テモノ無子細也。已達ノ上ハ万事自由有之事也。

一、二行七字ノ時、結句ノ七字題ノヨリモ書サケタル、見ヨ  
キ也。若題文字ノ数多クハ随分題ヲツメテ書、哥ノ結ノ句ヲ  
ノヘテ可書。兔角書サゲタキ者也。

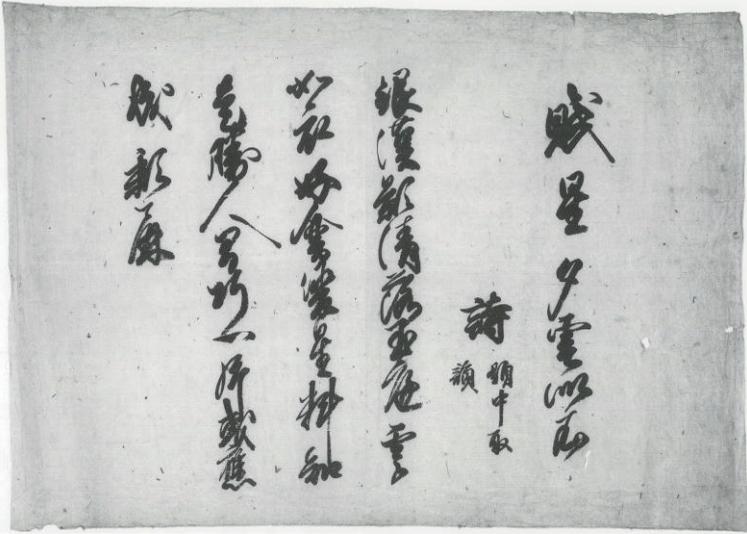
一、十首ノ懐紙ハ二行書之。紙二枚ヲノ統テ二行ニ書之。四五

首ノ前紙ニ書テ二枚目ノ紙ニ下句ヲ書也。自然ノ下句書程ニ  
アタラハ前紙ニ題ヲ書テ次ノ紙ヨリ哥ヲ可書也。ノ二枚目  
ノ紙ニ書カケスシテ始テ題ヨリノ哥ヲ書事不可然也。

(おおたに しゅんた・京都女子大学文学部教授)

(おおやま かずや・同志社大学文学部助教)

1. 一「詩懷紙」



2. 二三七「素然伝受書」

